

よくある質問 (Q&A)

申し込み時

Q1. 『申請受付』と『追加申請受付』の違いを教えてください。

A1. 令和3年12月1日(水)から令和3年12月28日(火)までに申請をされた方は、『申請受付』となり、申請受付締切後から令和4年2月4日(金)までに申請をされた方は、『追加申請受付』となります。最大受入人数を超える申請があった場合は、保護者及び同居の祖父母の就労状況や家庭状況等を申請締切日ごとに点数化し、許可又は待機を決定します。なお、『申請受付』で待機となった児童は、『追加申請受付』で待機となった児童より、待機順位は上位になります。また、『追加申請受付』の締切日以降に申請をされた方は、5月入所の申請者となりますので、ご注意ください。

Q2. 保育所の申込時に提出した勤務証明書のコピーを育成センターの利用申請で使用できますか。

A2. 使用できません。育成センター用の書面で準備していただく必要があります。

Q3. 他市区町村から、西宮市へ引越してきたのですが、『育成料減免申請書』を提出する際に注意すべき点がありますか。

A3. 令和3年1月1日に西宮市以外にお住まいだった方は、市・県民税の令和3年度課税証明書が必要です(注:令和4年度市・県民税課税証明書ではありません)。なお、令和3年度市・県民税課税証明書は、令和3年1月1日時点で住民登録をされていた自治体へ請求してください。また、同居の保護者(祖父母含む)の方全員の令和3年度市・県民税課税証明書を添付していただく必要がありますので、ご注意ください。

申し込み後

Q4. 『利用申請取下げ届』と『利用辞退届』の違いを教えてください。

A4. 育成センターのご利用開始までに、利用の取りやめをしたい場合には『利用申請取下げ届』を、育成センターをご利用開始後、利用中止を希望される場合には『利用辞退届』を提出していただく必要があります。なお、年度末における通年利用終了時(令和5年3月31日)の利用辞退届の提出は不要です。

Q5. 育成センター利用申請時に口座振替の手続きを取りましたが、育成料の引き落としがされていません。

A5-1. おやつ代(実費徴収金)とは別に、金融機関にて育成料の口座振替手続きが必要です。育成料の口座振替手続きを取り、おやつ代と育成料の手続きが完了しているか、お手元のお控え等でご確認ください。なお、手続きに必要な口座振替依頼書は育成料決定通知書の郵送時に同封しており、また、各支所でも請求していただくことができます。

A5-2. 育成料の口座振替は、金融機関で手続きをされてから、2ヶ月程度かかる場合があります。口座振替の手続きができ次第、口座振替開始月の月上旬に、市より通知文を郵送いたします。

Q6. 結婚や引越など、世帯状況に変更があった場合、市に届出をしていれば育成センターに連絡する必要はありませんか。

A6. 連絡していただく必要があります。『申請事項変更届』に変更事項をご記入の上、指定管理者までご提出ください。なお、世帯状況以外にも、電話番号の変更、勤務先の変更等があった場合も、速やかに提出していただく必要があります。

ご利用申請にあたっての留意事項

ご利用申請にあたって予めご留意、ご承知いただきたい事項について下記のとおりお知らせしますので、内容をご了解の上、申請いただきますようお願いいたします。

記

1. 欠席、早退については、必ず保護者の方から電話又は連絡帳を通じて、事前にご連絡をお願いします。
2. 延長利用時は、必ず午後7時までに保護者等のお迎えが必要になります。
午後7時を過ぎて、お迎えに来られることが続くと延長利用を取り消すことがありますので、ご注意ください。
3. 育成センターの保育時間中、塾などに行き、育成センターに戻る（中抜けする）ことはできません。
4. 西宮市に気象警報（暴風警報又は大雨警報）が発表されたとき、育成センターはご利用いただけません。また、育成センター開所時に同警報が発表されたとき、状況によっては保護者の方に児童のお迎えをお願いする場合があります。
5. インフルエンザなどにより学級閉鎖となった学級に在籍する児童は、その学級閉鎖の間中は育成センターをご利用いただけません。

※上記4～5の場合でも、育成料及び実費徴収金の還付（日割り計算）はいたしません。

以 上